

6

June
2023 vol.615

人と、街とのベストコミュニケーション地域見つめる……共通商品券

◆いつでもどこでも使える便利な商品券 ◆贈って喜ばれ、使って便利な商品券をご利用ください！

にほんまつ 会議所 NEWS

■URL:<http://www.nihonmatsu-cci.or.jp> ■E-mail:ncci@nihonmatsu-cci.or.jp

編集発行所 二本松商工会議所
〒964-8577
福島県二本松市本町一丁目60-1
TEL (0243) 23-3211
FAX (0243) 23-6677

来春の 新規高卒者求人拡大を 県北地方振興局長・ 県北教育事務所長来所

県北地方振興局長、県北教育事務所長、県高校長協会東北支部は五月二十三日、来春の新規高卒者に対する求人拡大や、求人票の早期提出を会員の事業主へ周知するよう要請した。

六月一日から来春高等学校卒業生を対象とする求人受付開始を前に、白石孝之局長と原孝行所長が当商工会議所を訪れ、「今春の新規高等学校卒業生の三月末現在の就職内定率は九九・六％、県内留保率も八三・七％と例年と同水準を維持することができたが、さらに多くの若くて優秀な人材が地元就職し、地域に根付くことが出来るように協力をお願いしたい。また、就職希望生徒の十分な検討時間を確保するために、求人票の早期提出を呼び掛けて頂きたい」と述べ、渡辺専務理事に要請書を手渡し、協力を求めた。

要請を受けて渡辺専務理事が、「より多くの若者が地元に着出出来るよう、会員事業所に周知徹底を図っていきたい」と答えた。



▲ 左から原所長、白石局長と渡辺専務理事

来春の新規高卒者の求人は、六月一日から公共職業安定所で受付が開始され、七月一日以降に学校で掲示されます。

早期の求人提出で九月五日からの応募書類提出に十分な検討ができ、早期離職の防止に繋がります。若者の県内定着を高めるために、求人拡大と求人票の早期提出につきましても、会員事業者各位のご理解とご協力をお願いします。

～事業主の皆さんへ～

労働保険の年度更新等のお知らせ

令和5年度労働保険の年度更新手続き（保険料の申告・納付）期間は
6月1日(木)～7月10日(月)です。

お忘れなく、お早めに申告をしてください。

- 期日までに、最寄りの銀行、郵便局、労働基準監督署、福島労働局において、手続きをされますようお願いいたします。
- 口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

注意 下記の場合でも、申告書の提出は必要です。

- ・既に廃業している又は労働者を雇用していないため、保険関係を廃止する場合。
- ・現在は労働者を雇用していないが、今後、雇用する見込みがある場合。

※労働保険料の申告・納付に関する事項については、福島労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

会長に安達健寿氏 選任

—二本松市商店街連合会総会ひらく

二本松市商店街連合会（桑原三夫会長）の令和五年度定時総会は五月二十三日、当商工会議所において開催された。

総会では桑原会長のあいさつがあり、議事で令和四年度事業報告並びに収支決算、令和五年度事業計画並びに収支予算について審議し、承認された。また、任期（二年）の役員改選により新会長に安達健寿さん（㈲安達呉服店）が選任された他、新役員が満場一致で承認された。

主な役員は次のとおり。

- ▼会長 安達健寿（㈲安達呉服店）
- ▼副会長 安斎博之（美容室レディジュニア）
- ▼佐藤壮一郎（㈲イッソー）
- ▼会計理事 齋藤一哉（㈱檜物屋酒造店）
- ▼理事 三瓶紀之（㈱三瓶工務店） 桑原三夫（㈱大樹不動産販売） 高橋利一（やなぎや） 菅野敏勝（㈲宮戸商店）
- ▼監事 下山仁（㈱下山電工） 加藤大史（㈲加藤販売店）

二本松商工会議所労働保険事務組合へ 労働保険の事務処理を委託しませんか？

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉で政府が管掌する強制保険制度です。労働者（パートタイマー・アルバイトを含む）を1人でも雇用していれば、労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きをして労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険事務組合とは、事業主の委託を受けて事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた団体のことです。当商工会議所も認可を受けています。

■事務委託のメリット

- ①事務負担の軽減
事業主に代わり労働保険の申告・納付等の事務処理を行います。
- ②事業主の特別加入
事業主や家族従事者等でも条件により労働災害補償を受けられる「特別加入」に加入することができます。
- ③保険料の分割納付
納付額に係わらず希望により保険料が年3回に分割納付できます。

※加入のための条件や費用など、詳細についてはお問合せ下さい。

問合せ先 二本松商工会議所 労働保険事務組合



実は、すごくお得になる カシコイ新車の買い型があるの知ってました？

この先に...

株式会社 **CAREVO** ☎0120-25-0619

〒963-0209 福島県郡山市御前南6丁目110番

新事業チャレンジ補助金

二本松市では、市内の中小企業者等が行う「新事業チャレンジ」「デジタル技術導入」「展示会出展」に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。
【令和5年度予算額850万円】 ※予算額に達した場合、募集を締め切りますので実施時期に関わらず、お早めにご申請ください。

【補助対象者】 中小企業者等（個人事業主含む）のうち、市内で1年以上事業を営んでいる個人又は法人。
「中小企業者等」とは、中小企業基本法第2条第1項に該当する方。

【要件】 ・二本松市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当していないこと。 ・市税の滞納がないこと。
・今回の補助対象事業を2年以上継続して実施する意思のある者 ・関係法令に違反していないこと。
・対象となる補助対象経費について、他補助制度により補助金等の交付を受けていない又は受ける見込みがないこと。

【補助対象外】 ・大規模小売店舗、道の駅若しくは当該敷地内にある店舗
・中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業に該当する店舗
（定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し又は販売を斡旋し、かつ経営に関する指導を行う事業）
・風営法第2条第1項第1号から第5号の営業で、床面積の合計が100㎡を超える店舗
・風営法第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を営む店舗 ・農業分野に関するもの ・フランチャイズチェーン店その他これに類するもの

【補助対象事業】 ①新事業チャレンジに資する事業再構築 ②新たな生産性の向上や業務効率化に資するデジタル技術の導入 ③販路開拓に資する展示会出展

【補助額等】 「補助対象経費」の3分の2以内の額（上限額は50万円、1,000円未満切捨）

※補助対象事業①のうち、移動販売の実施に係る補助上限額は150万円以内、補助対象事業③のみの場合に係る補助上限額は10万円以内

【募集期間】 ~令和5年12月28日（木）まで ※申請書と添付書類を作成し、二本松市産業部商工課窓口へ直接持参により提出すること。

【問合せ先】 二本松市 産業部 商工課 商工振興係 電話：55-5120 ※詳細等は二本松市ホームページをご確認ください。

事業所等人材育成補助金

二本松市では、市内事業所等における優秀な人材の育成・確保を推進するため、研修の開催にかかる経費の一部を補助します。
【令和5年度予算額100万円】 ※予算額に達した場合、募集を締め切りますので実施時期に関わらず、お早めにご申請ください。

【補助対象者】 次のすべてに該当する事業所等（大企業を含む、事業を営む者又は団体すべて）が対象となります。

・市内に事務所または事業所を有していること。 ・市の住民基本台帳に記録されている個人。又は、市内に本店の住所の登記がある法人。
・市内で事業を1年以上営んでいること ・市税を完納していること ・補助対象事業について、他の補助制度により補助金等の交付を受けていないこと

【補助対象事業】 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに以下に示される研修等が対象となります。

- ①独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学の主催する各種研修（ホームページ <https://www.utsukushima.net>）
- ②公益財団法人福島県産業振興センターその他の公益法人の主催する各種研修（ホームページ <https://www.smrj.go.jp/institute/index.html>）
- ③事業所等が自ら企画し、講師等を依頼して市内において開催する研修

【補助対象外】

※職務管理上必要な研修及び職務上必要な免許の取得、更新を目的とする研修、自動車及び原動機付自転車の運転免許取得、特殊免許、牽引免許取得に係る教習等

【補助額等】

○上記「補助対象事業」における①及び②の研修について…研修の受講に要する経費（受講料・テキスト代・旅費）の1/2以内の額、受講者1人につき限度額5万円

※申請年度中1事業者10万円まで。旅費における交通費は、公共交通機関を利用したもの

○上記「補助対象事業」における③の研修について…研修に要する経費の1/2以内の額（講師の依頼等にかかる経費・会場等の借上げにかかる経費）、限度額20万円

※同一の事業所が補助対象とできるのは申請年度内1研修、複数の事業者が合同で研修を行う場合は補助上限額50万円

【問合せ先】 二本松市 産業部 商工課 商工振興係 電話：55-5120 ※詳細等は二本松市ホームページをご確認ください。



令和5年10月から
消費税インボイス制度
が始まります。

消費税
インボイス
制度

登録を予定されている事業者の方へ
登録申請はお早めに!



登録申請手続は、

かんたん・便利♪ **e-Tax** をご利用
ください!!

- ✓ 「e-Taxソフト（WEB版）」をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- ✓ 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会やオンラインでの説明会をご案内しております。

説明会ページへ▶



制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ▶



特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ インボイスコールセンター などをご案内しております

やすらぎの丘 二本松斎場



全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

有限会社 **丸又葬儀社**

本店 / 〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2

二本松斎場 / 〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

☎ 0243-22-5598

0120-03-5598

創業者支援融資資金利子補給補助金

二本松市では、新たに市内で事業を営もうとする方が借り入れる資金の利子に対して、その費用相当額を補助します。

補助対象融資

- ・福島県起業家支援保証融資
- ・株式会社日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資
- ・市内金融機関が実施する上記2つの融資条件に準ずる融資

※対象融資の上限額は2,000万円（これを上回る場合も2,000万円とみなします）。ただし、借換資金としての融資は、補助金の対象となりません。

創業者の定義

市の住民基本台帳に記録されている者（開業日までに市外から転入する者を含む。）で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの又は市内に主たる事業所を有する法人（開業日までに市内に法人の本店の住所を登記する者を含む。）が対象となります。

- ・事業を営んでいない個人のうち、年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者
 - ・事業を営んでいない個人のうち、新たに会社を設立し、申請年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者
- ※会社の代表者が別の会社を営み事業を行っている者は対象外となります。

補助対象者

- ・対象融資を受けた後速やかに創業する者、または、創業後1年以内に対象融資を受けている者
- ・市税を滞納していないこと。
- ・フランチャイズチェーン店その他これに類しないこと。

補助額等

- 対象資金に係る利子のうち、交付期間における各年分の1月1日から同年12月31日までに支払った額
- ・二本松市商業まちづくり基本構想に定める小売商業施設の誘導を図る地区内の場合には2年間分
- ・限度額は、融資額に係る利率の年2.0パーセントの割合で計算した額（1円未満の額は切り捨て） ※延滞利子を除く額

問合せ・申請先

二本松市 産業部 商工課 企業誘致係 電話：55-5121 ※詳細等は二本松市ホームページをご確認ください。

創業支援空き店舗等活用事業補助金

二本松市では、新たに事業を営もうとする者が市内の空き店舗等で創業する際の改修費及び賃借料等に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

空き店舗の定義

- ・市内にある過去に店舗であった建物で3箇月以上利用されていないもの（大規模小売店舗の敷地内にあるものを除く。）
- ・建物または駐車場が道路に面していること。

創業者の定義

市の住民基本台帳に記録されている者（開業日までに市外から転入する者を含む。）で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの又は市内に主たる事業所を有する法人（開業日までに市内に法人の本店の住所を登記する者を含む。）が対象となります。

- ・事業を営んでいない個人のうち、年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者
 - ・事業を営んでいない個人のうち、新たに会社を設立し、申請年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者
- ※会社の代表者が別の会社を営み事業を行っている者は対象外となります。

創業者の要件

- ・令和5年度中に営業を開始すること。 ・事業に必要な資格や許可等を取っている又は取得する見込みであること。
- ・創業する地域の商店会および「二本松商工会議所」または「あだたら商工会」の会員となること。
- ・創業後2年以上継続して営業を行うことが見込まれ、週4日以上営業を行うこと。 ・関係法令に違反していないこと。
- ・二本松市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当していないこと。 ・市税を滞納していないこと。
- ・この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。 ・「補助対象経費」について他の補助金等を受けていないこと。
- ・空き店舗等の所有者が創業者または創業者の3親等以内の親族でないこと。 ・過去に空き店舗等を営業していた者と創業者が同じでないこと。
- ・市内に既にある店舗を移転することにより、移転前の店舗を空き店舗としないこと。 ・風営法第2条に規定する営業に該当していないこと。
- ・中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業に該当していないこと。 ・フランチャイズチェーン店その他これに類しないこと。
- ・補助金の交付決定前に事業を開始していないこと。 ・サービス及び商品等の提供を行わず、事務的業務のみを行うことを目的としないこと。

補助額等

- ①店舗等改修費（交付決定日から営業開始日まで）…2/3以内 200万円 ②店舗等賃借料（営業開始日の属する月の翌月から6月間）…2/3以内 10万円/月

問合せ先

二本松市 産業部 商工課 企業誘致係 電話：55-5121 ※詳細等は二本松市ホームページをご確認ください。

「続けたい」と「始めたい」をつなげる。

後継者がいないことなどを理由に「事業を譲り渡したい」とお考えの方と、創業や事業拡大等に向けて「事業を譲り受けたい」とお考えの方をつなぐ、マッチングサービス「事業承継マッチング支援」を提供しています。



日本公庫 事業承継 マッチング 検索



日本政策金融公庫 国民生活事業

福島支店（国民生活事業） 〒960-8031 福島県福島市栄町6-6（5F） Tel:024-523-2341（平日9:00~17:00）

～事業計画を作って、企業やお店を元気にしてみませんか？～ 事業計画作成支援サービスのお知らせ



“事業計画”とは、自社や自店が将来あるべき姿に到達するための道筋や方向性を示したものです。事業計画作成にあたっては、まず自社や自店の経営状況を分析し、現状や強み・弱みの把握が肝要です。当所では、売上・所得増加や事業承継へと繋がる実現可能な計画作りを、経営状況の分析や現状把握の段階からお手伝いさせていただきます。是非、お気軽に当所・中小企業相談所をご利用下さい。

事業計画作成までの流れ



事業計画作成 個別相談会

事業計画の作成を目的とする個別相談会を実施致します。

日時：随時 場所：二本松商工会議所 対象：市内 小規模事業者の経営者、後継者の方々 ※当商工会議所の会員ではない事業所の方もお気軽にご相談ください。

主催：二本松商工会議所 中小企業相談所

まつしん サマニャンペー 2023

キャンペーン期間 6月1日(木)～8月31日(木)

NISAコース

- 【対象商品1】 NISA口座開設
- 【対象商品2】 ①NISA口座一時払い10万円以上 ②NISA定時定額(積立型)月額1万円以上 ③つみたてNISA月額1万円以上
- 【対象商品1】および【対象商品2】 上記①～③のいずれか一つをお申込みいただいたお客さまに、現金2,000円もしくは、キャッシュバック!
- ※キャンペーン終了後に投信指定口座へ入金となります ※2023年9月末時点で一時払いは申込みファンドの残高があるお客さま、NISA定時定額(積立型)つみたてNISAは積立契約の継続かつ積立実績のあるお客さまが対象です ※NISA口座を既にお持ちのお客さまの投信購入は、1,000円のみキャッシュバックします
- ※NISA口座開設のみ、特定口座での投信購入のキャッシュバックはありません
- ※新生活応援キャンペーンとの併用は出来ません ※【対象商品2】を複数契約してもキャッシュバック金額は変わりません

定期預金コース

- 新規に定期預金20万円以上1,000万円未満の期間1年(自動継続)に対して店頭表示金利の3倍(※ただし、当初1年間のみ)
- ※キャンペーン期間中定期預金50万円以上(新規預入)のお客さまに「アンパンマンキャラクター貯金箱」または「ナノックスギフトセット」をプレゼント!(全店先着250名様)

優遇金利 3倍!



二本松信用金庫 【商号等 二本松信用金庫 登録金融機関 東北財務局長(登金)第46号】 ☆詳しくは各営業店窓口・融資渉外担当者までお問い合わせください

【個人事業主対象】
源泉所得税個別相談会を開催します!!

個人事業主の方を対象に、源泉所得税の個別相談会(無料)を下記の日程により開催します。

なお、本相談会は**事前予約制**となります。

※本相談会以外の個別相談は有料となりますのでご注意ください。

■相談日時：**7月5日(水)**
9:00～11:30、13:00～15:30
※各相談30分単位

■相談会場：二本松商工会議所

■相談対応：当商工会議所職員

■相談申込：二本松商工会議所まで電話・FAXでお申込み下さい。
事業所名、担当者名、連絡先、希望時間等をお知らせ下さい。
※希望時間は先着優先とし、重複した場合は調整の為の連絡をしますので、よろしくお願いいたします。

ご準備いただくもの

- 源泉徴収簿 (6月まで記入)
- 扶養控除申告書
- 納付書
- 筆記用具、電卓など



★注意事項★

源泉所得税(1～6月)の納付期限は7月10日(月)です。
(税額がない場合でも税務署への報告は必要です)

申込・問合せ先 二本松商工会議所 中小企業相談所
二本松青色申告会

**厚生労働省福島労働局 中小・小規模事業者等
働き方改革推進支援事業 福島働き方改革推進支援センター
(後援:二本松商工会議所 労務対策委員会)**

社会保険労務士が無料**でご相談に応じます!!**

**労務対策なんでも相談会を、
令和6年3月1日まで、毎月第1金曜日に行います。**

場所：二本松商工会議所(1階 記帳指導室)

時間：午後1時～5時まで(事前予約制)

※申込締切は相談日の4日前まで

年休5日付与義務、育児休業、産後パパ育休(出生時育児休業)について周知はされていますか?

令和5年4月から中小企業においても月60時間を超える時間外労働について50%以上の割増賃金の支払義務化やデジタルマネーによる賃金支払が可能となりました。

就業規則の作成・見直し、助成金の活用、その他労務管理等の相談や、事業所を訪問する無料の専門家派遣も行っていますので、お気軽にご相談ください。

問合せ先 二本松商工会議所

**創業を希望・検討されている方の
「どうすればいいの?」にお応えします!!**

創業支援無料相談会【6・7月開催分】

二本松商工会議所・あだたら商工会は、市の創業支援連絡会に参画し、ワンストップ窓口として創業支援無料相談会を通して、事業計画の作成は勿論、創業者の方を対象とした融資、各種制度資金、税務、経理、法律、販路開拓、創業などのお手伝いをしております。

是非お気軽にお越し下さい!!

開催日時		開催場所
令和5年 6月14日(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	二本松商工会議所
7月12日(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	あだたら商工会

※完全予約制となりますので、事前にご連絡ください!!

※実施時間につきましては調整が可能ですので、事前にご相談下さい。

例)『仕事が終わった後(19時)なら行けるんですが…』等

※ご相談頂いた内容については、秘密を厳守します。ご安心下さい!!

申込・問合せ先 二本松商工会議所 中小企業相談所

二本松商工会議所

共済キャンペーン実施中!!

〈6月30日(金)迄〉

商工会議所ではアクサ生命保険㈱と連携し、会員企業の福利厚生制度(退職金制度や弔慰金・見舞金制度、リスク対策や事業承継など)を、共済制度や各種保障プランでサポートしています。また、経営者・従業員の皆様向けの個人の自助努力による医療保障、生活保障などのニーズにお応えする各種プランもご用意しています。

つきましては、ご多用中のところ誠に恐縮に存じますが、期間中当所職員やアクサ生命保険㈱福島営業所二本松分室(商工会議所共済制度引受会社)の推進員がお伺いさせていただいた際には、お時間賜りますようお願い申し上げます。

問合せ 二本松商工会議所 総務課 **引受保険会社** アクサ生命保険㈱

問合せ取扱店 アクサ生命保険㈱ 福島営業所 二本松分室 TEL:0243-62-2230

**事業を営んでいる方、事業資金のご準備は、ぜひこの機会に!!
「一日公庫」のお知らせ**

当商工会議所では(株)日本政策金融公庫福島支店国民生活事業との共催にて『一日公庫』を開催いたします。公庫から融資担当者が来所し、ご相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

ご相談、お申込をご希望の方は、当商工会議所宛に7月14日(金)まで電話またはFAXでご連絡くださいますようお願いいたします。

また、お急ぎの場合は、日本政策金融公庫福島支店へ直接ご相談いただくか、当商工会議所までお問合せください。

◆日本政策金融公庫 福島支店 国民生活事業 (受付時間/9時～17時)

住所：福島市栄町6-6 NBFユニックスビル5F TEL024-523-2341

●日時：令和5年7月20日(木) 10:00～15:00 (要予約)

●場所：二本松商工会議所

■必要書類…2期分の確定申告書、決算書、最近の試算表、見積書(設備資金の相談の場合)を事前にご持参いただければ、より具体的な相談が受けられます。

問合せ先 二本松商工会議所 中小企業相談所

— 社の中の斎場 —



ヨサン イイクヨー
0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備

ほうりん二本松斎場
ほうりん法要ホール
二本松市上竹2-286-1
TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377

ほうりん東和斎場
二本松市針道字殿治屋敷15

ほうりん大山斎場
大玉村大山字玉貫19

ほうりん福島平野斎場
福島市飯坂町平野字大前田1-4
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

INPIT知財総合支援窓口

知財のことならご相談ください

(相談・支援は無料です)

特許

意匠

TEL024-963-0242

一般社団法人福島県発明協会

商標

著作権